

# アジアへの法整備支援の 現状と課題

弁護士法人 松尾綜合法律事務所 弁護士  
公益財団法人 国際民商事法センター 理事  
小杉丈夫

皆さんは、「法整備支援」という言葉を耳にされたことがあるだろうか。

「法整備支援」とは、発展途上国の法令およびこれを運用する体制の整備を日本から支援する活動を意味する。従来の日本の発展途上国に対する政府開発援助（ODA）は、ともすれば道路、橋、発電所など、いわゆるハード面の物的インフラストラクチャーの整備が中心であった。これに対して法整備支援は、法制度構築や人材育成などソフト面の支援である。

このような支援が重要視されるようになった背景として、世界的に民主主義、法の支配、汚職撲滅などいわゆる良い統治（good governance）の実現が、発展途上国の経済発展や貧困削減のために不可欠であると認識されるようになったこと、および日本の財政力が低下する中、「ハコモノ」の供与よりも、より効率的な支援手段が指向されたことが挙げられる。

少子高齢化に伴う国内市場の縮小が見込まれる中、日本企業が海外で稼ぎ国内の活気や雇用につなげていくことの重要性も高まっている。2015年2月10日に閣議決定された開発協力大綱や、同年6月2日に第18回経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」において、日本企業の進出に向けた貿易投資環境整備としても、法整備支援を推進することとされている。

## 20年間アジア各国で実績上げる

日本からの法整備支援の対象地域として、まずソビエト連邦の崩壊を受けて社会主義体制から市場経済体制へ移行しようとしているアジア地域、とりわけインドシナ諸国が主要な対象国として選ばれ、国際協力事業団（JICA、現独立行政法人国際協力機構）のODAの枠組みを通じて1996年、ベトナムに対する支援が開始された。

その後支援対象国には出入りがあったが、現在では支援の重要対象国としてベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、バングラデシュ、ミャンマーの8カ国が指定され、ネパール、東ティモールなどのアジア諸国やアフリカ諸国等に対しても、ニーズに応じて支援することとされている。

誌面の関係で全ては紹介できないが、ベトナムでは日本からの支援の成果として、04年6月に民事訴訟法および改正破産法が、05年6月には改正民法が成立し、15年4月からは「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が開始されている。カンボジアに対しては、1998年に民法、民事訴訟法の立法支援を開始し、2006年に民事訴訟法が成立・公布され、07年には民法が成立・公布された。そして14年には不動産

登記共同省令の起草支援を終えている。

新しいところでは、12年以降ミャンマーに対する支援を開始し、知的財産保護法制の整備が予定されており、16年6月には倒産法をテーマとする日本での研修が実施された。インドネシアに対しては、15年12月からビジネス環境改善のための知的財産権保護等のプロジェクトが開始されている。

### 対象国の自主性を尊重した支援

西欧諸国からの発展途上国への支援は、ともすれば彼らが適切と考える支援策を対象国の事情を考慮することなく一方的に押しつける傾向があった。

これに対して日本の手法は、対象国の自主性を尊重し、いわばそれに寄り添ったきめの細かい、長期的な視野に立ったものとして高い評価と信頼を得ている。特に対象国の担当者との協働により、対象国の真のニーズに合った立法や法運用の向上が図られている。

それだけにとどまらず、プロジェクトに参加した者が終了後も取得した知見を新しい持ち場で活用発展させるというかたちで、人材の育成、教育にも大きな成果を上げている。カンボジアに対する法整備支援は、日本側から多数の民法、民事訴訟専門の学者、裁判官が長期にわたり参加して、カンボジア側と協働して行われた日本型支援の典型例である。

### 政策遂行の一貫性のための体制を

法整備支援は、法務省、外務省を中心とした関係官庁、JICA、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)、大学関係機関など、多くの機関・団体が連携しつつ行っている。そのうち法務省法務総合研究所は、主として次の活動を行っている。

①支援対象国の立法関係者、裁判官、検察官、弁護士等を日本に招いて、講義、討論、司法関係



(たけお・たけお)

1966年東京大学法学部卒、68年裁判官任官、72年ハーバード・ロースクール修士課程修了、74年弁護士登録、松尾総合法律事務所入所。96年財団法人国際民商事法センター理事、97年アジアの法律家団体LAWASIA会長、01年日米法学会理事。

機関見学などを実施する。

- ②最高裁、法務省、日本弁護士連合会、特許庁などと協力し、1年以上現地に滞在するJICA長期専門家として、ベトナムに4人、カンボジアに3人、ラオスに3人、ミャンマーに1人、インドネシアに3人を派遣する。
- ③国別研修や地域別研修の中でのシンポジウムの開催、次世代の法制度支援を担うべき大学生、法科大学院生、若手法曹等を対象とするシンポジウムを実施する。
- ④日本国内での作業部会における活動、日本の大学教授や法律実務家などで構成される法律案の起草作業部会への助言を行う。
- ⑤現地セミナーへの講師派遣：支援対象国が近い将来に立法や法改正を控えているなど緊急性の高いものについて、立法担当者等を対象に講義や討論を実施する。

多くの政府機関や団体が関与する中、法務省法務総合研究所とJICAは共催で、これら国内の法整備支援団体との協力関係、情報交換を促進するため、2000年以降年1回法整備支援連絡会を開催してきた。しかしながら対象国の法律水準が向上し、求められる支援の対象も知財法、経済法など基本法を超える分野に広がってきた今日、一貫した政策遂行のための組織見直しが課題となっている。

### 法整備支援活動を民間から支える

1996年、政府、法務省と連携して民事・商事関係の法整備支援事業を民間(経済界、法律学者、

法曹界)から支えることを目的とする NGO (非政府組織)として、ICCLC が設立された。まさに JICA を通じてベトナムへの法整備支援が開始された年であった。

創設にあたっては、法務省特別顧問三ヶ月章氏 (元法務大臣・東京大学名誉教授) が卓越した指導力を発揮し、伊藤正氏 (住友商事相談役) が会長、岡村泰孝氏 (弁護士・元検事総長) が理事長に就任した。そして、三ヶ月章氏と豊田章一郎氏 (トヨタ自動車会長: 当時) が特別顧問となり、事務局を住友商事が引き受けた。現在は宮原賢次氏 (住友商事名誉顧問) が会長、原田明夫氏 (弁護士・元検事総長) が理事長を務め、会員は企業等 69 団体である。

ICCLC の活動は主として ODA の一環としての JICA からの委託事業であるが、それ以外にも、ODA の枠組みを超えて、次のような特色ある事業を行っている。

### ①日中民事法セミナー

中国国务院直属の国家発展改革委員会 (国発改委) と ICCLC、法務省、日本貿易振興機構 (JETRO) が共催するかたちで日本 (東京・大阪) と北京で毎年交互に開催され (写真)、本年 2 月の東京セミナーで第 20 回を迎えた。時に尖閣列島を巡る対立など日中間で難しい政治問題が発生する中、一度の中断もなく 20 年間継続している。私は理事として、1996 年の第 1 回セミナー以来全ての会議において、企画・司会進行・総括等の役割を担ってきた。

セミナーのテーマは、かつては民事訴訟、仲裁制度、契約法、会社法など民事分野の基本法に関するものが多かったが、最近では中国の急速な経済発展もあって、大気汚染防止法、独占禁止法、農村の都市化を巡る法律問題、外貨法の改正、PFI 法 (民間資本を活用したインフラ整備) など民事の基本法を超えた経済法等の幅広い分野に広がりがつつある。



第 19 回日中民事法セミナー (15 年 1 月、北京)

### ②日韓パートナーシップ共同研究

韓国の大法院 (最高裁判所) と日本の法務省・最高裁判所の間で、不動産および商業登記、供託制度、戸籍制度、民事執行制度について担当者で共同研究を行うもので、1999 年に開始し本年第 17 回を迎えた。

これも JICA の委託事業とは異なり、日韓対等の立場で双方の研究者が互いに両国を訪問し合い、文字通り寝食を共にして行うユニークなものである。両国の実務の改善、司法交流、双方の人材育成に大きな成果を上げている。

アジアの発展途上国においては、民法、民事訴訟法のような基本法の立法の後には、不動産登記法など周辺の法律の整備に進むことが見込まれ、その観点からも日韓の共同研究は一步先を行くものである。

### ③アジア・太平洋諸国法制度の研究

JETRO、関西を中心とする会社法関係の学者、弁護士の協力を得て、中国・シンガポール・フィリピン・タイなど日本が進出しているアジア諸国の会社法の諸問題をテーマとして、研究活動、シンポジウムを実施している。

## 将来構想づくり必要な段階に

自由民主党政務調査会・司法制度調査会は 16

年5月24日、『法の支配』を基盤とする「日本型司法制度」～ソフトパワーとしての「司法外交」の展開～』と題する中間提言を公表した。

そこでは明治以来のわが国特有の司法制度構築の経験に対して、新しい国づくりを進めているアジア諸国から司法制度整備への協力が求められ、20年にわたる立法支援のほか、法令運用の体制整備や法律実務家育成などを内容とする法整備支援を行い、高い評価を受けてきたとしている。

そして国際情勢が大きく変化しつつある昨今、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値をアジア地域はじめ世界に浸透させる「司法外交」を自信を持って展開することが重要であるとして、アジア諸国等に対する日本型司法制度支援の戦略的・総合的展開を提言する。

私は法整備支援に関わってきた者として、過去20年にわたるアジアへの法整備支援の実績を認識し、将来にわたりさらにこれを押し進めようとするこの提言の方向性については高く評価するが、アジア諸国に対するいわゆる「物を教えてやる」という「上から目線」の見方と将来の展望の欠如は、いささか気になる。

確かに日本は明治以来法律を含む西欧の文化をいち早く取り入れ、日本の文化、慣習、伝統に合わせた法律、法制度を構築し、他のアジア諸国に先駆けて近代化を果たした。その課程で蓄積した資源、ノウハウは、発展途上国にとって有益なものも多い。だからこそ私たちは、その知的資源を発展途上国にも提供して、現地の人たちが主体となった国づくり、制度づくりをお手伝いし、その1つとして、良い投資環境をつくり上げ、日本の企業もその恩恵を享受できるようにしようという基本的な姿勢で臨んできた。しかしながら、単に明治以来の遺産を利用するというだけでは発展性がないし、新しい発想がないという点で危険でもある。

人の育成についても、現地の法律家との協働作業を通じて、実は日本側も多くのことを学んでいる。法整備支援が双方向の人材育成になっているという認識が大切である。

日本の法整備支援は、日々変動しつつあるアジア地域の実態を踏まえて将来を構想しなければならない。アジアの人々と同じ目線で直面する法律問題を協働して研究検討し、その中で、アジアに適用される共通のスタンダード、ルールの作成に日本がどのようなイニシアチブを取っていくか、現代のエレクトロニクスの発展がアジアの法律制度、運用をどのように変えるか、そのための人の育成、教育をどうするかなどの課題に、ポストODAの時代を視野に入れて今から取り組んでいかなければならない。

### 一層積極的な関与をすべき日本企業

アジア諸国に対する法整備支援は日本企業にとって重要であり、かつ有益である。透明で予測可能性が高く信頼できる司法制度が各国で構築されれば、取引の安全促進に大きく貢献する。そのような環境がアジア、ひいては世界に構築されることが日本の企業にとって大きなメリットである。日本にはそのような社会の促進のために役立つ資源、人材が存在する。

しかしながら、それだけに頼った政策には限界があり、日本の企業、日本国民の長期的な利益にはつながらない。その観点から言えば現在の政府、官庁の政策は不十分であり、企業、ICCLCのようなNGO、教育機関、弁護士会など、外部の意見と力をもっと反映された、官民一体の一貫性のある体制を構築する必要がある。

日本の経済界、企業には、このことの重要性への認識がまだまだ不足している。有用性を認識したとしても、それは国の仕事で目先の利益と直結しないと捉えるのが、いまだ一般的である。しかしながら、法整備支援が本当の意味で効果を発揮するためには、その有用性の認識が利用する企業に浸透することが不可欠である。

企業は率先して人を出し、金を出し、サービスを提供して、もっと法整備支援に積極的に関わる必要がある。本稿がその一助となれば幸いである。 ■